第２編　地震・津波編

地震・津波編は、中城村の地震・津波対策に係る予防計画、応急対策計画及び災害復旧・復興計画である。

第１章　災害予防計画

第１節　　災害予防計画の基本方針等

第１款　　災害予防計画の基本的な考え方

地震災害に対して村民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、「地震・津波に強いむらづくり」、「地震・津波に強い人づくりのための訓練・教育等」、「地震・津波災害応急対策活動の準備」及び「津波避難体制の整備」の４つに区分する。

１　地震・津波に強いむらづくり

建築物、土木構造物その他の都市基盤に着目し、地震・津波が発生しても被害を最小限に止め、復旧・復興しやすい構造とするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

(1)　地盤・土木施設等の対策

(2)　都市基盤の整備

(3)　建築物の対策

(4)　危険物施設等の対策

２　地震・津波に強い人づくり

防災計画を実行する人に着目し、地震・津波災害への意識、知識力、行動力、組織力及び連携力を向上させ、地震・津波に対する適切な行動や組織的対応がとれるようにするための対策である。

主な着目点は以下のとおりである。

(1)　防災訓練計画

(2)　地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

(3)　自主防災組織育成計画

(4)　消防職員等の増員

(5)　企業防災の促進

３　地震・津波災害応急対策活動の準備

消防、避難、救助、救援等の様々な災害時の応急対策活動に着目し、必要な活動体制・環境を整備し、応急対策を迅速かつ効果的に実施するための対策である。

４　津波避難体制等の整備

津波に対する最重要課題である避難を円滑に行うための対策に特化し、都市構造、人

づくり、応急対策のすべての面に着目した対策である。

主な着目点は次のとおりである。

(1) 津波避難計画の策定・推進

(2) 津波危険に関する啓発

(3) 津波に対する警戒避難体制・手段の整備

(4) 危険区域の指定等

第２款　災害予防計画の推進

１　緊急防災事業の適用

災害に対し、県内でも脆弱な地域であることをふまえて、国・県等の防災事業を積極的に活用・連携し、村の防災対策を強力に推進する。

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

村は、県が策定する地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画等の防災事業と連携し、村内の避難施設、消防用施設及び防災拠点施設・設備等の整備を推進する。

(2) その他の法令等の適用

津波対策の推進に関する法律、津波防災地域づくりに関する法律、その他の関連法令等に基づく防災・減災事業等の実施等により、地震・津波に強いむらづくりをソフト・ハードの両面から効率的、効果的に推進する。

２　防災研究の活用と連携

村の防災対策を効果的、効率的に進めるため、村域の地震・津波災害の危険性や、防災対策の効果、問題点等を科学的に把握した成果の活用を図る。

(1) 防災研究の推進

国や大学等の調査研究成果や、過去の災害事例等を収集、整理及び分析し、災害発生のメカニズムと被害発生の原因等と、対応する防災対策の課題及び方策等の成果を活用していく。

また、工学的分野のほか、災害時の村民等の行動形態や情報伝達等に関する社会学的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な調査や研究成果を活用、今後の防災対策に反映していく。

(2) 調査研究の促進

国・県や大学等の調査研究と連携し、調査研究等の活用が期待できる資料等については提供していく。

第２節　地震・津波に強いむらづくり

第１款　地盤・土木施設等の対策

１　地盤災害防止事業

地震による液状化現象等の地盤災害を念頭にした市街地開発等による今後の地盤災害防止事業は以下のとおりである。

(1)　防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で、液状化の予想されるところの施設については、所要の対策を実施し、構築物の補強対策を実施する。

(2)　今後の新規開発事業等については地盤改良を徹底する。

(3)　将来発生するおそれのある大規模地震時の液状化被害やそれらへの技術的対応方法については、研究途上の分野であることから、その研究成果について積極的に村民や関係方面へ周知・広報する。

(4)　阪神・淡路大震災の事例をみても既存の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、法令順守の徹底を図る。

２　道路施設整備事業

(1)　道路施設の整備

災害時の道路機能を確保するため、道路管理者は、所管道路について危険箇所調査を実施し、補修対策工事を行う。

耐震点検調査に基づき対策が必要な橋梁については、架替、補強、落橋防止装置の整備を実施する。主な路線を下記に示すものとする。

・村道中城城跡線　村道ウフクビリ線　村道大瀬線

(2)　立体横断施設の整備

第 2 次緊急輸送道路に指定されている国道 329 号の安全な横断を目的として下記施設の整備を促進する。

・国道 329 号中城小学校バス停付近における歩道橋

(3)　緊急輸送道路ネットワーク

道路管理者は、消防、救急・救助、輸送活動等を迅速・円滑に実施するため、道路幅員の拡大、改良等を推進するとともに、これらの交通拠点へのアクセス道路との間を多重かつ有機的に連絡させて、緊急輸送道路ネットワークを形成し、各種防災活動の円滑化に寄与するものとする。

３　港湾・漁港整備事業

港湾・漁港施設は海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行ううえで極めて重要な役割を果たすものである。そのため、地震、津波によっても大きな機能マヒを生じない

よう耐震性強化岸壁、港湾緑地、背後道路の整備に努め、震災後の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

4　農地防災事業

地震時の農地被害は、特に液状化をはじめとする地盤災害等による二次災害として表面化する。これらへの対策として、地震に伴う農地防災事業を計画的に推進し、地震時の被害の拡大防止に努める。

5　上水道施設災害予防対策

(1)　施設の耐震性の強化

水道事業者における水道施設の新設、拡張、改良等に際しては、十分な耐震設計及び耐震施工を行うとともに、施設の維持管理に際しては、適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

(2)　広域応援体制の整備

災害時における円滑な応急給水を実施するために水道事業者及び水道用水供給事業者間の村内及び県内における広域的な応援体制については、「沖縄県水道災害相互応援協定」により整備されている。

また、村内及び県内において、必要な人員、資材等が不足する場合には、沖縄県防災危機管理課との調整を図りつつ、速やかに「九州・山口9県災害時相互応援協定」に基づく応援の要請を行う。

6　下水道施設災害予防対策

(1)　施設の耐震性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道施設の施工にあたっては十分な耐震性を有するように努めるとともに、自家発電装置の整備(停電対策)や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

7　都市ガス施設災害予防計画

ガス事業者は、地震・津波による都市ガス施設の被害やガスの漏洩等の二次災害を軽減するとともに、被災した場合にも速やかに供給を再開できるように、以下の事項に係る事業継続計画及び防災計画を策定し、対策を推進する。

(1)　施設対策

施設の耐震性や液状化対策の強化、単位ブロック等の整備、地震計・通信設備の設置及びマイコンメーターの普及等を推進する。

(2)　教育訓練及び防災知識の普及等

地震・津波時の対応要領の策定、災害対策用資機材の整備・点検、従業員の防災教育・訓練、災害応援協力体制の確保及び村民等へのガス栓閉止措置の普及等を推進する。

8　高圧ガス災害予防対策

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するために、国、県、公安委員会、村及び(社)沖縄県高圧ガス保安協会等は連絡を密にし、保安体制の強化、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に規定する基準の適正維持を講ずるとともに、保安管理の徹底を図るものとする。

(1)　高圧ガス製造所、貯蔵所及び販売所の保安対策

高圧ガス製造所等の所有者、管理者又は占有者に対し法令の規定する基準に適合するように当該施設を維持させ保安の監督指導を行う。また、必要に応じ立入検査を実施し、保安体制の強化を図る。

(2)　高圧ガス消費先の保安対策

(社)沖縄県高圧ガス保安協会は消費者への保安啓発指導を実施し、消費者の保安意識の向上を図る。

(3)　高圧ガス防災月間運動、高圧ガス保安活動促進週間の実施

高圧ガス防災月間及び高圧ガス保安活動促進週間を通じ、高圧ガスの総合的安全対策を推進する。

9　通信施設災害予防計画

(1)　村における予防計画

ア　被災地及び関係機関と円滑な情報収集・伝達できる体制を拡充することを目的とした沖縄県総合行政情報通信ネットワークの整備に伴い、本村における通信体制の整備を図る。

(ｱ)　マルチチャンネルアクセス方式による無線回線を整備する。

(ｲ)　有線・無線による通信網の 2 ルート化を図る。

(ｳ)　機動力を発揮する陸上移動局を各拠点へ配備する。

イ　村における防災行政無線の現行システムの追加拡充及び最新設備への更新等を推進する。

ウ　県と調整し、防災関係機関の相互間の通信を確保するため、防災相互通信用無線局を整備する。

エ　災害発生時に通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT 及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

オ　災害時における通信確保の重要性に鑑み、長時間の停電に備え自家発電設備を整備するものとする。

(2)　NTT 西日本及び NTT ドコモ九州支社における予防計画

ア　電気通信設備等の予防計画

災害による故障発生を未然に防ぐため、次の防災計画を推進するものとする。

(ｱ)　主要な電気通信設備が設置されている建物について、耐震及び耐火対策を行う。

(ｲ)　主要な電気通信設備等について、予備電源設備の設置又は予備電源車を確保する。

イ　伝送路の整備計画

局地的被害による回線の被害を分散するため、次の整備を図るものとする。

(ｱ)　主要都市間に多ルート伝送路を整備する。

(ｲ)　主要区間の伝送路について、有線及び無線による 2 ルート化を実施する。

ウ　回線の非常措置計画

災害が発生した場合における通信確保のための非常措置として、あらかじめ次の対策を講じるものとする。

(ｱ)　回線の設置切替方法

(ｲ)　可搬無線機、工事用車両無線機等による非常用回線の確保

(ｳ)　孤立防止用無線電話機による災害緊急通信の確保

(ｴ)　災害救助法適用時の避難場所、現地対策本部機関等への貸出携帯電話の確保

(ｵ)　可搬型基地局装置による通話回線の確保

(3)　KDDI における予防計画

ア　通信設備等に対する防災計画

災害の発生を未然に防止するため、次のような防災計画を推進するものとする。

(ｱ)　予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。

(ｲ)　通信に係る局舎及び通信設備等の耐災害性を強める

(ｳ)　通信設備等に係る記録、プログラムファイル等のうち、特に必要と認められるものについては、その保管場所の分散、耐火構造容器等への保管等の措置を講ずるものとする。

イ　通信網等の整備計画

災害時において通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

(ｱ)　中央局設備及びその付帯整備を分散設置する。

(ｲ)　伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

ウ　災害対策用機器等の配備計画

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に次のような災害対策機器等を配備するものとする。

(ｱ) 孤立防止策として、緊急連絡用設備を配備する。

(ｲ) 非常用回線としての代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、防災用機器を配備するものとする。

１０　通信施設の優先利用等

(1)　優先利用の手続き

村は、県及び関係機関とともに、通信施設の優先利用(災害対策基本法第 57 条)及び優先利用(同法第 79 条)について、最寄りの NTT 西日本、NTT ドコモ九州支社、放送局等とあらかじめ協議を行い、使用手続きを定めておくものとする。

(2)　放送施設の利用

村長は、防災上緊急かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達及び警告等の放送を放送局へ依頼するものとする。

第２款　都市基盤の整備

基盤施設の整備を推進し災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災むらづくりを推進するために実施されている関係機関の防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

１　防災的土地利用の推進

地震被害に備えた適正な土地利用の推進により、安全な都市環境の整備を推進するための事業の基本方針は以下のとおりである。

(1)　土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、住宅密集地等の防災上危険な市街地の解消を図り、防災拠点機能を有する公共・公益施設等との連携による、防災活動拠点としての機能を有する道路、公園等の都市基盤施設を整備する。

(2)　市街地の再開発

市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化を促進することにより避難地及び避難路を確保するとともに、道路、公園、広場等の公共施設の整備と住宅施設、商業施設の整備を考慮し総合的な都市機能の強化を図る。下記に対象施設を示す。

[主な対象施設]

・県営中城公園　護佐丸歴史資料図書館

・南上原土地区画整理事業地区内の緊急災害時避難広場

[主な避難経路]

・久場地区災害対策避難路　屋宜及び当間地内災害対策避難路

・津覇地内災害対策避難路(その 1)　津覇地内災害対策避難路(その 2)

(3)　新規開発に伴う指導・誘導

新規開発等の事業に際しては、防災の観点から総合的見地に立った調整、指導を行い、都市の安全性の向上を図る。

2　都市の防災構造化

(1)　都市の防災構造化に関する基本指針

道路、公園、河川、港湾、砂防等の都市基盤施設や防災拠点、避難地、避難路、避難誘導標識等の整備に係る事業の計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。

(2)　都市の防災構造化に関する事業の実施

ア　都市基盤施設の整備

避難路、緊急輸送道路及び消防活動困難地域の解消に資する道路整備を推進するほか、都市内道路については、多重性、代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

イ　緑地の整備・保全

土砂災害の危険性が高い山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等との連携、緑地協定等による市街地における緑地の確保を図り、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地の体系的な整備・保全を促進する。

ウ　避難地・避難路の確保、誘導標識等の設置

都市基幹公園等の広域避難地、住区基幹公園の一次避難地を計画的に配置・整備し、誘導標識等の設置を推進し、消防・避難活動等の対策を強化する。

エ　共同溝等の整備

ライフライン施設は村民生活の根幹をなすものであり、地震による被害を最小限に止めるため、電線、水道管等の公共物を収容するための共同溝等の整備を推進する。

オ　防災拠点の確保

災害時における避難地、災害応急対策活動の場として、防災機能をより一層効果的に発揮させるため、バックアップ機能の確保、災害応急対策施設の充実、情報の発信基地等の機能も備えた中枢防災活動拠点を確保する。

3　地震火災の予防

(1)　建築物や公共施設の耐震・不燃化の推進

地震火災防止のためには、建築物や施設の耐震・不燃化が不可欠なため、防火、準防火地域の指定等により、建築物の不燃化を推進する。

(2)　延焼遮断帯等の整備

広幅員の道路、公園等の延焼遮断帯を整備して都市の不燃化を図り、空地等を確保することにより火災の延焼防止を図り、安全な防災都市の創出を誘導する。

(3) その他の地震火災防止事業

耐震性貯水槽等の消防水利の整備や防災拠点関係施設の整備を計画的に推進し、消防・避難・救助活動の円滑な活動の実施を図ることとする。

4 津波に強いむらの形成

津波に強い都市構造化を図るため、以下の点をふまえ、沿岸部の土地利用、建築物や土木構造物等の設計及び都市計画等を実施する。

(1) 最大クラスの津波に対しては、村民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのむらづくりを進める。

このため、臨海部に集積する工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港等の施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関との連携のもと、海岸保全施設等の整合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

(2) 津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の向上を促進する。

(3) 徒歩による避難を原則として、地域の実情をふまえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなむらづくりを目指す。

特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度の避難を可能とする。

ただし、地形や土地利用状況等から困難な地域では、津波到達時間などを考慮する。

(4) 村の地域防災計画と都市計画等の有機的な連携を図るため、関係各課連携による計画作成や、むらづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのむらづくりに努める。

また、都市計画等を担当する職員に対してハザードマップ等を用いた防災教育の充実を図り、日頃から都市計画行政の中に防災の観点を取り入れる。

(5) 津波浸水想定区域等の津波の危険区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性、施設整備、警戒避難体制及び土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

なお、海岸保全施設の海側の津波想定結果も考慮して、漁港の後背地を防護するための一連の堤防・胸壁等を計画する等、一体的な施設整備を図る。

(6) 内陸への津波遡上、浸水を防止するため、必要に応じて道路等の盛土について検討する。

(7) 河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施

設の耐水機能の確保に努める。

(8)　浸水の危険性の低い地域を居住地域とする土地利用計画の策定、できるだけ短時間で避難が可能となるような都市計画と連携した避難施設の計画的整備、民間施設の活用による確保及び建築物や公共施設の耐浪化など、津波に強いむらの形成を図る。

なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

(9)　公共施設や災害時要援護者に関する施設等についてはできるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備し、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には建築物の耐浪化や、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など、施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。

また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

(10)　緊急輸送ルートを早期に確実に確保するため、緊急輸送道路や輸送拠点(漁港、臨時ヘリポート)について、地震・津波に対する安全性及び信頼性の高い施設整備に努める。

第３款　建築物の対策

１　公共施設の耐震性確保

(1)　公共施設に関する事業の基本方針

学校、公民館等の避難施設、不特定多数の者が利用する公的建築物の耐震性を確保する。

(2)　公共施設に関する事業の実施

村は所管施設のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要な建築物を選定し、耐震診断を実施し、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。

なお、村及び県は所有する公共建築物等の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

２　一般建築物の耐震性確保

(1)　一般建築物に関する事業の基本方針

住宅をはじめ不特定多数の者が利用する病院や劇場、集会場、百貨店、宿泊施設等の個々の建物の耐震診断等により、一般建築物の不燃化・耐震化を促進する。

また、がけ地の崩壊等による危険から村民の生命の安全を確保するため、建築基準法

(昭和25年法律第201号)第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

また、がけ地に近接した既存不適格建築物のうち、急傾斜地崩壊防止工事などの対象とならない住宅に対し、移転促進のための啓発を行う。

(2)　一般建築物に関する事業の実施

一般建築物の新規建設にあたっては確認申請段階の指導により、また、既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設し、講習会等を実施することにより、さらに専門家の診断、自己点検等を促進することにより、耐震性の向上にむけた知識の啓発・普及施策を実施するとともに、耐震診断を促進する体制の整備を図る。またがけ地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

3　ブロック塀対策

本村では、台風の強い風をよける意味もあってブロック塀や石垣が多数設置されており、それらの倒壊による被害を防止するために以下の対策を実施検討する。

(1)　調査及び改修指導

ブロック塀等の危険箇所の調査を行い、危険なブロック塀の造り替えや、生け垣化を奨励する。

(2)　指導及び普及啓発

村は、県の関係機関に協力し、建築物の防災週間等を通して、建築基準法の遵守について指導するとともに、ブロック塀等の点検方法及び補強方法の普及啓発を行う。

第4款　危険物等災害予防対策

1　危険物災害予防計画

(1)　危険物施設等に対する指導

中城北中城消防本部(以下「消防本部」という。)は、消防法に規定する危険物貯蔵所及び取扱所等に対し、立入検査、保安検査等を実施し、法令基準の維持適合について、その確認を行うとともに、その都度災害予防上必要な指導を行う。

(2)　危険物運搬車両に対する指導

消防本部は、消防法に規定する移動タンク貯蔵所及び運搬容器積載車両の管理者及び運転者に対し、移送及び運搬並びに取扱い基準の厳守、車両の火災防止及び安全運転の励行を行わせる。

(3)　保安教育の実施

危険物製造所等の管理者、監督者は、取扱い者に対し保安教育を実施するとともに、消防本部は管理者が行う保安教育訓練について、必要な助言指導を行う。

(4)　危険物施設等の予防対策

危険物施設等の管理者は、防災体制の整備確立及び危険物施設の管理、点検等について、次の対策を講じ災害の予防に万全を期する。

ア　火災、爆発物の防止対策

取り扱う危険物の性状、数量等を十分把握し、火災爆発防止のための必要な措置を講ずる。

イ　危険物施設の管理、点検

危険物製造所等の危険物施設の維持管理が適正にできるよう、管理・点検・巡視基準を定め必要に応じ修正を行う等、危険物施設の維持管理の徹底を図る。

ウ　保安設備の維持

危険物の火災、爆発、流出等に係る保安又は防災の整備について、定期的に点検確認を行う等、常にその機能が維持されるよう必要な措置を講ずる。

エ　保安体制の整備、確立

危険物施設等の管理者は、緊急時における保安体制の整備と本村及び消防本部に対する通報体制を確立する。

オ　従事者に対する教育訓練

危険物施設等の管理者又は監督者は、定期的あるいは必要に応じて教育訓練を実施し、従事者に対する保安意識の高揚を図る。

(5)　化学消防機材の整備

消防本部において、化学車等の配置整備を図るとともに、事業所における化学消火剤の備蓄を行わせる。

第３節　地震・津波に強い人づくり

第１款　防災訓練実施計画

地震・津波災害への避難体制を確立し、防災思想の普及を図るため、本村・県・防災関係機関及び村民等が一体となって、計画的に防災訓練を実施する。

１　防災訓練の基本方針

(1)　実践的な活動のノウハウの獲得を重視した防災訓練

訓練の目標、成果の総括を重視し、参加者がより実践的な防災活動のノウハウの獲得を目標とした訓練とすることを第一とする。

また、訓練の種別ごとに、想定される災害状況等をふまえて、目的、内容、方法(時期、場所、要領等)を具体化した訓練とする。

(2)　地域防災計画等の検証

村の地域防災計画等の問題点や課題を明確化し、今後の見直しのあり方等を把握することを目指し、様々な条件や状況を取り入れたシナリオに基づく地震・津波防災訓練を実施する。

２　個別防災訓練の実施

防災訓練の機会のあるごとに、訓練対象の状況に応じて個別の目標を設けた訓練を実施する。

(1)　地震・津波の発生時刻や規模について様々な条件設定を行い、初動体制の確立、通信連絡体制の確保、組織間の連携確保、被災現場の派遣等について行うテーマ別訓練

(2)　広域応援に際しての受入れ・応援派遣等の訓練

(3)　傷病者等を念頭にした救出・医療訓練

(4)　避難所における災害時要援護者や女性のニーズに配慮した生活支援訓練及び物資集積拠点における集配訓練

(5)　民間企業・ボランティア等の連携訓練

３　総合防災訓練の内容

広域的な被害を想定した総合訓練を実施し、当該訓練の実施に際しては、訓練のテーマ、対象者、実施内容、及び具体的目標等を工夫し、村全体の防災意識や連携体制を向上させる効果的な訓練を実施する。

また、村及び防災関係機関は、地域特性や被害想定等をふまえ、多くの地域住民や関係団体等が参加する実践的な地震防災訓練を実施する。

(1)　実施時期

毎年１回以上適当な時期(水防月間、土砂災害防止月間等)に行うものとする。

(2)　実施場所

毎年過去の災害の状況等を考慮のうえ、関係機関と協議のうえ決定する。

(3)　参加機関

訓練参加機関は、村、村内各種団体、県、関係市町村、防災関係機関及び一般住民とする。

(4)　訓練の種目

訓練の種目は概ね次のとおりとする。

ア　避難訓練及び災害時要援護者避難支援訓練

イ　水防訓練

ウ　救出及び救護訓練

エ　炊出し訓練

オ　感染症対策訓練

カ　輸送訓練

キ　通信訓練

ク　広域応援要請訓練(情報伝達訓練)

ケ　その他

４　防災訓練の成果の点検

防災訓練の実施後は、その成果を点検・評価し、次回以降の防災訓練はもとより、地域防災計画等の修正や防災対策の充実強化に反映する。

特に、訓練実施時の社会的要請等に合わせ訓練の対象、規模、内容及びシナリオ等を設定し、その成果を点検・評価し、防災計画・施策に反映する仕組を確立する。

５　地域防災訓練等の促進

村は、地域において、学校や職場等での実践的な防災訓練が行われるように、事業者、自治会・自主防災組織及び学校関係者等に対する教育や支援を実施し、当該訓練の実施をふまえた地震・津波防災マニュアルの策定等を促進する。

第２款　地震・津波知識の普及・啓発に関する計画

この計画は、日頃から村民及び防災関係機関・団体職員に対して地震災害を念頭においた防災に関する知識の普及・啓発を図り地震災害を未然に防ぐとともに、被害を最小限に止めることを目的とするものである。

１　防災意識の普及・啓発

(1)　村における措置

ア　広報事項

村は、地域防災計画の概要や地震津波の知識及び地震災害時の心得などについて広報し、常に村民の理解と認識を深めるように努める。

イ　広報活動

(ｱ)　「防災週間」、「火災予防週間」、「防災とボランティア週間」等の防災に関する各週間に合わせて重点的に防災意識の普及宣伝に努める。

(ｲ)　広報誌及び村公式ホームページに防災関係の記事を掲載するほか、各関係機関の協力を得て防災知識の普及を図るものとする。

(ｳ)　ラジオ・テレビ・新聞等各報道機関を通じ、適時広報事項を提供する。

(ｴ)　防災関係展示会等の行事を必要に応じて開催する。

(2)　防災関係機関の措置

防災知識の普及は普段からあらゆる機会を利用し、広く一般住民に呼びかけることが重要である。各防災機関が実施する各種の災害安全運動に防災関連事項を多く取り入れるよう積極的に働きかけ、村民が自らのために推進する防災活動であるよう努めるものとする。

2　個別防災教育の推進

各防災関係機関は、村民や災害対策関係職員の地震災害時における適正な判断力の養成と防災体制の確立を目的とし、概ね次による防災知識の徹底を図る。

(1)　防災研修会

災害対策関係の法令及び他の法令における防災関係の各項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑な運営を図るとともに、地震災害時の防災活動要領の習得を図るため研修会を開催する。

(2)　防災講習会

受講者の属性(職種・年齢層等)を考慮した防災講習会を実施し、災害の原因、対策等の科学的・専門的知識の習得を図る。

(3)　防火管理者教育

消防法第８条に定める学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店その他多数の者が出入り、勤務又は居住する防火対象物の防火管理者に対して、消防計画を策定し、その計画に基づく通報避難訓練の実施、消防設備、その他の消防活動に必要な施設の点検・整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、その他防火管理上必要な業務を行うにあたっての教育を実施し、地震火災予防対策の効果を上げる。

(4)　学校教育、社会教育

幼稚園、小中学校、高等学校、障がい児教育諸学校における教育機関は、その発達段階に合わせ、また、青少年、女性、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教

育は、その属性等を考慮して実施し、地震・津波に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

(5) その他

消防団、幼少年消防クラブ、女性防火クラブ、自主防災組織、事業所の自主的な防災組織である自衛消防組織等の組織を通じて地震活動及び地震発生原因についての知識の向上、普及を図る。

第４節　地震・津波災害応急対策活動の準備

村は、「第２章 災害応急対策計画」に記載する対策を、災害発生時に迅速かつ円滑に遂行できるよう、以下に示す事前の措置を適宜推進していく。

第１款　初動体制の強化

１　初動体制の強化

突発する災害に村が迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報(被害情報や村における応急対策活動の実施状況等)を災害発生後すばやく把握し、村としての所要の体制をできるだけ早く確立する必要がある。そこで、以下の３つの点を重点に初動体制の強化を図る。

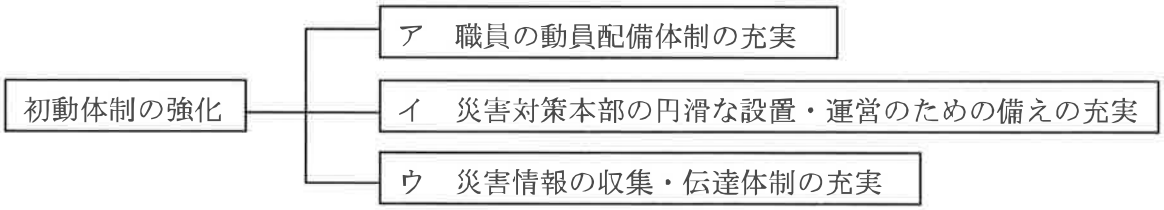

(1)　職員の動員配備対策の充実

職員(要員)をできるだけ早くかつ多く確保することは、初動期の活動のための絶対条件のひとつである。そこで、村職員が災害発生後すみやかに職務に従事・専念できる体制を整えるため、以下の対策を推進する。

ア　職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限に止めることに努める。

イ　災害対策職員用携帯電話の拡充

地震及び津波災害の場合、いち早く災害対策本部長及び各対策班長等との連絡体制を確立し、災害対策本部員の確保を図るためには、本部長をはじめ、防災担当職員に携帯電話を常時携帯させ、常に呼び出しが可能な体制を早急に整える必要があり、職員への徹底を図る。

ウ　庁内執務室等の安全確保の徹底

勤務時間中の地震発生時に、執務室内の備品の倒壊等で職員が負傷することのないよう、備品の固定化、危険物品の撤去等庁内執務室等の安全確保を徹底する。

(2)　災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に、円滑に災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

ア　庁舎の耐震診断

災害対策本部の設置予定庁舎(本庁)の耐震診断を行い、確保できる体制を整備する。

イ　災害対策本部(本庁)設置マニュアルの作成

誰もが手際よく災害対策本部(本庁)を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを早急に整備する。

ウ　災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも3日分の水、食糧、下着、毛布等の備蓄について検討する。

(3)　災害情報の収集・伝達体制の充実

災害時及び災害の発生するおそれのある場合の情報の収集・伝達は、その被害の軽減に極めて重要な役割を果たす。なお、本村においては、情報を把握する能力を高めるため以下の対策を推進する。

ア　情報通信機器等の充実

災害情報を迅速に収集・伝達するためには、通信施設及び設備等の整備の充実が必要であり、以下の対策を推進していく。

(ｱ)　防災行政無線の設置箇所数や端末局の増加、最新機器への更新等の推進

(ｲ)　防災関係機関の相互間の通信を確保するための防災相互通信用無線局の整備

(ｳ)　地震発生初期の段階で概括的な情報を把握する機能を強化する方策の一つとして、防災GIS(地理情報システム)を活用する。

イ　通信設備等の不足時の備え

災害発生時において通信設備等の不足が生ずる場合に備え、NTT及び移動通信事業者との間で災害時の協力に関する協定等の締結を図る。

第２款　活動体制の確立

多岐にわたる村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、対策の前提となる活動体制を整えておく必要がある。

そこで、以下の７つの点を重点に活動体制の確立を図る。

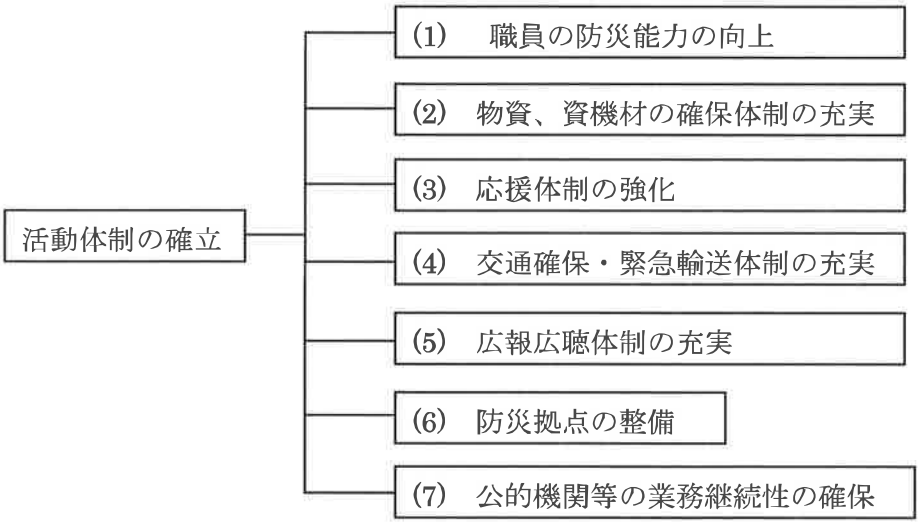

(1)　職員の防災能力の向上

一般に、村職員にとって災害応急対策活動は日常的なものではなく不慣れなものである。不慣れな活動を実際の災害時に的確に実施するためには、防災能力を日々向上させておく必要があるため、以下の対策を推進する。

ア　職員を対象とした防災研修の実施

職員を対象とした防災研修会を定期的に開催し、職員の資質の向上を図る。また、防災に関する記事、レポート等を全ての課に配布するとともに職員の防災への理解を深める。

イ　防災担当職員、災害対策要員の育成

防災担当職員は村の防災業務の要の職にある職員であり、災害発生時にはリーダーシップを発揮した活動が求められる。また、災害対策要員は、発生初期において、積極的な応急対策活動が求められる。これらの職員が災害発生時に的確な活動を行うためには、平常時から特に重点的な研修が必要であり、以下の施策を推進する。

①　県や防災関係機関・団体の実施する防災研修会、防災関係学会等に積極的に職員を派遣する。

②　災害を体験した都道府県への視察、防災の先進地域への職員の派遣を行う。

(2)　物資・資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、膨大な数の救出救助用資機材(チェーン、のこぎり、ジャッキ、かけや、重機等)、消火用資機材(消火器、可搬ポンプ等)、医薬品、医療用資機材、食糧、水、生活必需品(被服寝具、女性用品、乳幼児用品等)の確

保が必要となる。

ア　救出救助用資機材の充実

救出救助用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、村民等が身近に確保できるよう、自治会単位での確保を柱とした整備を図る。

(ｱ)　各自治会に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

(ｲ)　家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

(ｳ)　救助工作車等の消防機関への整備促進

(ｴ)　資機材を保有する建設業者等と村との協定等締結の促進

(ｵ)　各公立施設への救出救助用資機材等の整備促進

イ　消火用資機材の確保体制の充実

消火用資機材は、災害発生時極めて緊急度が高いので、村民等が身近に確保できるよう、自治会の単位での確保を柱とした整備を推進する。

(ｱ)　自主防災組織用の消火用資機材の補助

(ｲ)　家庭や事業所に対する消火用資機材の備蓄に関する啓発

(ｳ)　消防自動車等公的消防力の整備促進

ウ　医薬品・衛生材料の確保体制の充実

医薬品・衛生材料については、本村において想定被害者数を考慮した量を目標とした確保に努める。

エ　生活必需品の確保体制の充実

食糧・水・生活必需品(被服寝具、女性用品、乳幼児用品等)については、災害発生後３日以内を目標に調達体制を確立することとし、それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じる。

(ｱ)　家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル･旅館等への食糧・水・生活必需品(被服寝具、女性用品、乳幼児用品等)の備蓄に関する啓発

(ｲ)　飲料水兼用型耐震性貯水槽等における飲料水の備蓄

(ｳ)　村における食糧・水・生活必需品(被服寝具、女性用品、乳幼児用品等)の備蓄に関する指導

(ｴ)　大手取扱業者(大型小売店舗、生活協同組合)等との協定等締結の促進

(ｵ)　公的備蓄ネットワークの構築

オ　輸送手段の確保

村有車両については、災害発生後の運用計画を作成しておくものとする。また、車両の不足に備えて、トラック協会等の民間団体等と事前に協定を締結しておき、災害発生後速やかに車両の確保ができるよう日頃から連携を図っておく。

(3)　広域応援体制の強化

被害が甚大で村において対応が困難な場合、外部からの応援を求める必要がある。村

においては、近隣市町村及び県を通じて村外からの応援体制の強化を図るものとする。

(4)　交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資及び資機材等、多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うため交通規制計画の作成や緊急輸送体制の確立を図るものとする。

また、孤立した場合に備え、空からの輸送が迅速にされるよう、臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。

(5)　広報広聴体制の充実

被災地での流言飛語や二次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報(対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等)を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進める上で極めて重要である。そこで以下の体制を早急に整備していくものとする。

ア　プレスルームの整備

イ　報道機関を通じての広報に関する意見交換会の開催

ウ　IT 機器を活用した情報発信の検討

エ　手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

(6)　防災拠点の整備に関する検討

防災拠点は、平常時には防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場であり、災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなる。このため、自治会の区域にはコミュニティ防災拠点を、小学校区または中学校区には地域防災拠点を確保する必要があり、これらの整備を推進していくものとする。

(7)　公的機関等の業務継続性の確保

村は、地震・津波発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図り、業務継続計画を策定する。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し及び計画の改訂などを行う。

さらに、データ等の総合的な整備保全やバックアップ体制の整備を進める。

第３款　個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応した、きめ細かな事前措置を施していく必要がある。

そこで、各々について以下の対策を講じていく。

(1)　生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

ア　地震に関する情報の収集・伝達対策の充実

余震による被害をより効果的に防止するためには、余震情報に関する情報を村民に迅速に知らせる体制を整える。

イ　津波に関する情報の収集・伝達対策の充実

津波警報等の収集及び津波危険予想区域住民等への伝達体制の充実を図る。

ウ　避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に村民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を各公共施設及び不特定多数の者が出入する施設等においてそれぞれ確立する必要がある。そこで村としては以下の対策を推進していくこととする。

(ｱ)　公共・公益施設の耐震補強と避難体制の再点検

(ｲ)　社会福祉法人、学校法人、ホテル・旅館等経営者、大規模小売店経営者に対する避難体制の再点検の指導

(ｳ)　高齢者、障がい者、外国人のための避難マニュアルの作成

(ｴ)　耐震性のある県立施設の避難所指定に関する県との調整の推進

(ｵ)　避難経路沿線施設の耐震性についての点検及びマップの作成

エ　救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるよう、以下の対策を推進する。

(ｱ)　県、消防機関、警察、自衛隊との図上演習を含む合同救出救助訓練の実施(総合防災訓練に含む)

(ｲ)　各自治会単位に対する自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

オ　緊急医療対策の充実

負傷者に対して迅速・的確に医療処置を施すためには、災害に強い医療施設・設備を整備するとともに、限られた医療資源を有効に活用できる対策を講じていく必要がある。そのために、行政機関と医師会等医療関係者の連携のもとに協定を締結し、総合的な緊急医療対策を検討していくこととする。また、村において初動期を念頭においた緊急医療品等の備蓄を推進するものとする。

カ　消防対策の充実

同時多発火災の発生に迅速に対応できるよう、以下の対策を推進する。

(ｱ)　総合防災訓練による消防本部と自衛隊による合同消火訓練の実施

(ｲ)　耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、小型動力ポンプ付積載車、救助工作車等消防用施設、設備の整備促進

(ｳ)　各自治会単位に対する自主防災組織用の初期消火用資機材の補助

キ　建築物の応急危険度判定体制の整備

建築物の余震等による倒壊や部材の落下物等による二次災害を防止し、村民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の支援が迅速かつ的確に実施できる体制の整備に努める。

(2) 被災者の保護、救援のための事前措置の実施

ア　学校の防災拠点化の推応援

(ｱ)　無線設備の整備

(ｲ)　教職員の役割の事前規定

(ｳ)　調理室等の調理機能の強化

(ｴ)　保健室の緊急医療機能(応急処置等)の強化

(ｵ)　シャワー室、和室の整備

(ｶ)　学校プールの通年貯水(消火用、断水時の生活用水用)及び浄化設備の整備

(ｷ)　貯水槽、備蓄倉庫の整備

イ　広域避難候補施設のリストアップ

高齢者、障がい者等の災害時要援護者が当該地域で保健福祉サービスを受けることができない場合に、被災地外の社会福祉施設等で一時的に保健福祉サービスを受けるため、受入れ候補施設を事前にリストアップしておく。

ウ　家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食糧、水、生活必需品により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、医療機関、宿泊施設等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間(概ね 3 日間)、食糧、水、生活必需品を各々において備蓄に努めるよう啓発を行う。

エ　応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、プレハブ建築協会等との間で協定の締結を図る。

オ　物価の安定等のための事前措置

災害発生時、物価の安定等を図るため、大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握を行うため以下の事前措置を実施する。

(ｱ)　災害発生時に価格監視する物品のリスト化及び監視方法の検討

(ｲ)　災害発生時に営業状況を把握する大規模小売店及びガソリンスタンド等のリスト化

カ　文教対策に関する事前措置

災害発生時に文教対策を円滑に行うために、以下の事前措置を実施する。

(ｱ)　学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方(避難所として開放する場所、学校備品の使用方針等)及び学校職員の行動方針等の検討

(ｲ)　時間外災害発生時の児童、生徒、学生の被災状況の把握方針の検討

(ｳ) 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討

(ｴ) 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導

第４款　災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害発生時には、本村及び防災関係機関の職員だけでは十分な応急対策活動が実施できない事態が予想される。

このような場合、災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、民間のボランティアの参加を求めるとともに、受入れ体制を整備するものとする。

１　ボランティア受入れ体制の整備

村は社会福祉協議会、日本赤十字社等と連携をとりながらボランティア活動が円滑に実施されるように受入れ体制を整備する。

また、受入れに際しては、老人介護や外国人との会話能力等、技能が効果的に活かされるよう配慮するとともに、その活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図れるよう支援に努めるものとする。

２　ボランティアの活動内容

ボランティアに参加・協力を求める活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門ボランティア

ア　医療救護(医師、看護師、助産師等)

イ　無線による情報の収集・伝達(アマチュア無線通信技術者)

ウ　外国人との会話(通訳及び外国人との会話能力を有する者)

エ　住宅の応急危険度判定(建築士)

オ　その他災害救助活動において専門技能を要する業務

(2) 一般ボランティア

ア　炊出し

イ　清掃

ウ　災害応急対策物資、資材の輸送及び配分

エ　被災地外からの応援者に対する地理案内

オ　簡易な事務補助

カ　危険を伴わない軽易な作業

キ　その他災害救助活動において専門技能を要しない軽易な業務

ク　避難所の管理運営支援

３　ボランティアの活動支援

(1)　ボランティア活動場所の提供

ア　ボランティア本部(本庁又は他の公共施設)

＊　本部の役割

(ｱ)　ボランティアの活動方針の検討

(ｲ)　全体の活動状況の把握

(ｳ)　ボランティアニーズの全体的把握

(ｴ)　ボランティアコーディネーターの派遣調整

(ｵ)　各組織間の調整(特に行政との連絡調整)

(ｶ)　ボランティア活動支援金の募集、分配

イ　地区活動拠点(公共施設等)

＊　地区活動拠点の役割

(ｱ)　避難所等のボランティア活動の統括

(ｲ)　一般ボランティアの受付、登録(登録者は本部へ報告)

(ｳ)　一般ボランティアのオリエンテーション(ボランティアの心得、活動マニュアル)

(ｴ)　ボランティアの派遣

(ｵ)　ボランティアニーズの受け皿、掘り起こしとコーディネーション

(ｶ)　ボランティアの活動記録の分析と次の活動への反映

(2)　設備機器の提供

電話、ファックス、携帯電話、パソコン、コピー機、事務用品、自動車、自転車等村長が必要と認め、かつ本村において提供可能な資機材とする。

(3)　情報の提供

行政によって一元化された適切な情報をボランティア組織に提供することによって、情報の共有化を図る。なお、ボランティア組織の必要情報だけでなく、村民に対する震災関連情報、生活情報も同時に提供する。

(4)　ボランティア保険

村はボランティア保険の加入に際して、金銭面の必要な支援に努める。

(5)　ボランティアに対する支援物資の募集

ボランティアが必要としている物資を、報道機関を通じて広報することによって、ボランティア活動に対する金銭面や物的面の負担を軽減する。

第５款　災害時要援護者の安全確保計画

１　社会福祉施設等における安全確保

社会福祉施設や幼稚園及び保育所には、寝たきりや手足の不自由な高齢者、身体障がい、知的障がい及び精神障がいの児童・成人、あるいは乳幼児といった災害発生時には

自力で避難できない人々が多く入所あるいは通所している。また、災害弱者専用の避難場所として村内及び近隣市町村等における福祉・保健・医療施設を確保する重要性が高く、そのため日頃から十分な防災対策を講じておく必要がある。

(1) 施設、設備等の安全点検(施設の安全性確保)

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に避難できるように努める。また、施設自体が崩壊したり、火災が発生したりしないように施設や付属設備等の点検に努めるものとする。

(2) 地域社会との連携体制の確立(支援体制)

災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは困難である。災害時要援護者を適切に避難誘導・救出するため、常に地域社会との連携を密に村民への周知を図り、災害時には地域住民の協力を得て、避難誘導・救出・救護及び安否情報等の把握・伝達体制計画の整備等を図るように努める。

(3) 緊急連絡先の整備(情報システムの確立)

災害発生時には保護者又は家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行うものとする。なお、災害時要援護者の実態把握にあたっては、個人情報等の保護に十分配慮するとともに、地域における災害時要援護者支援ネットワークの構築に向けた相互協力体制の整備を支援するものとする。

(4) 災害用食糧等の備蓄推進

乳幼児等を長時間にわたり保護しなければならない施設においては、必要最低数量のミルク等の非常用食糧等の確保に努めるものとする。

(5) バリアフリー化の推進

高齢者や身体障がい者など多様な利用形態に対応した歩道の整備等バリアフリー化を進め、災害時の避難に備える。

2 不特定多数の者が利用する施設における安全確保

不特定多数の者が利用する施設等には、災害時要援護者が多く出入りしていることから、これらの人々の安全を確保するために日頃から十分な防災対策を講じておくことが必要である。

(1) 施設設備等の整備

施設の管理者は、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に避難できるよう、施設や付属設備等の整備に努める。

また、施設自体が崩壊したり、火災が発生したりしないように、施設や付属設備等の点検に努めるとともに災害時要援護者に配慮した避難体制の整備に努めるものとする。

3　在宅で介護を必要とする村民等の安全確保

心身に障がいを有する者、あるいは長期臥床又は認知症を有する高齢者については、身体諸機能障がいによる移動困難、判断能力の減退等による行動困難等、防災上の困難が認められる。

また、常時単身で日常生活を営む高齢者についても生活環境の面から同様の困難があるものと考えられる。したがって、村では災害時要援護者の安全確保のために特別の配慮を講ずる必要がある。

(1)　災害時要援護者支援計画

本村は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して災害時要援護者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、個人情報の保護等に配慮しつつ、災害時要援護者に関する情報を共有し、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画策定に努めるものとする。

避難支援計画策定にあたっては、「災害時要援護者の避難ガイドライン」(平成18年３月　災害時要援護者の避難支援に関する検討会)に基づくものとする。

(2)　防災についての指導・啓発

《災害時要援護者及びその家族に対する指導》

①　日常生活において常に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておくこと。
②　地域において防災訓練等が実施される場合は、積極的に参加すること。

《地域住民に対する指導》

①　地域在住の災害時要援護者の把握に努め、その支援体制を平素から準備すること。
②　災害発生時には、災害時要援護者の安全確保に協力すること。

(3)　緊急通報システムの整備

災害時に災害時要援護者が直接消防機関に通報できるシステムの整備に努めるものとする。

(4)　在宅災害時要援護者居住住宅への改良支援等

現在行われている住宅改造費助成事業、日常生活用具給付等を利用し、災害発生時に災害時要援護者が安全で円滑に避難できるような住宅の改良を推進するものとする。

第６款　観光客・旅行者・外国人等の安全確保

村は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者等や日本語を解さない外国人等が地震・津波災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を整備する。

1　観光客・旅行者等の安全確保

村、防災関係機関及び観光施設等の管理者は、地理的に不案内な観光客、旅行者等が災害に遭遇した場合を想定して、次の点に留意して安全確保対策を推進するものとする。

(1)　避難標識等の整備

避難所・避難路の標識が、観光客、旅行者にも容易に判別できるよう整備する。

(2)　宿泊客の安全確保

ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導体制を事前に整備しておくなど、宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救助活動の拠点となれるよう平素から食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

2　外国人の安全確保

国際化の進展に伴って村内に居住、来訪する外国人が増加している。そこで言語、文化、生活習慣の異なる外国人の災害時における被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれるような防災環境づくりに努めるものとする。

(1)　防災知識の普及・啓発

外国語の防災パンフレットを作成し、機会のあるごとに配付するなど、外国人への防災知識の普及・啓発を図る。

(2)　外国語通訳ボランティアの活用体制の整備

災害時における外国語通訳ボランティアの事前登録等、通訳ボランティアの活用体制の整備を図るものとする。

第５節　津波避難体制等の整備

中城湾に面した本村の海岸地域には住宅地、公園等の公共施設が立地している。村民、公共施設利用者、漁業関係者等を津波被害から守るためには、被害の未然防止、拡大防止のための必要な体制、手段等を整備する。

１　津波避難計画の策定・推進

村は、県が整備する「津波避難計画策定指針」を参考に、地域の実情に応じた津波避難計画を策定するよう努める。

２　津波危険に関する啓発

ア　村民等への啓発事項

(ｱ)　津波浸水予想区域の周知

(ｲ)　津波危険への対処方法(適切な避難場所、避難路の周知を含む)

(ｳ)　過去の津波災害事例や教訓

(ｴ)　津波の特性

イ　啓発の手段、実施方法

(ｱ)　学校、幼稚園、保育所での職員、児童・生徒、園児、保護者を対象とした教育

(ｲ)　漁業関係者を対象とした説明会

(ｳ)　津波危険地域に立地する施設関係者を対象とした説明会

(ｴ)　津波危険地域の各字自治会での説明会

(ｵ)　広報誌

(ｶ)　防災訓練

(ｷ)　防災マップ(津波ハザードマップ)の作成・配布

(ｸ)　統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板の設置

(ｹ)　電柱・電信柱や公共施設等への海抜、浸水実績高及び浸水予測高等の表示

３　津波に対する警戒避難体制・手段の整備

ア　危険予想区域村民に対する情報伝達体制の整備

津波危険地域及び住家等に対して津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準や迅速な広報体制を整備し、地震情報や津波警報等を自動的に伝達するシステムの導入等、迅速な情報伝達体制の確保に努めるものとする。

地震情報、津波警報、避難勧告等が村民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、災害時要援護者、観光客及び外国人等に配慮して、効果的な伝達内容等を準備してお

く。

また、関係事業者と連携して、津波警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ(コミュニティFM放送を含む)、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)及びワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化に努める。

イ　監視警戒態勢等の整備

津波危険に対し、予警報等の把握、海岸地域及び河口付近の監視装置の設置等、監視警戒態勢を整備する。

ウ　避難ルート及び避難ビルの整備

(ｱ)　避難距離の長い避難ルートの見直し

津波到達時間が短い地域では概ね5分以内のルートを目標とし、地形、土地利用から5分以内が困難な場合は津波到達予想時間を考慮する。

また、徒歩で短時間に高台等へ移動できるよう、必要に応じて避難路、避難階段を整備し、村民等に周知する。整備にあたっては、地震による段差の発生、避難車両の増大、停電時の信号滅灯等を想定し、渋滞や事故のないようにする。

(ｲ)　避難ルート・避難場所案内板の設置

観光客等、現在地の地理に不案内な者でも速やかに身近な津波避難場所へ移動できるよう、外国人等にもわかりやすい避難誘導サインを設置する。

(ｳ)　代替避難路の整備

埋立地等においては被害の状況等によっては避難路・避難橋梁等が不通になる場合に備え、代替の避難路も指定できるように複数の避難路及び避難用橋梁の整備を図る。

(ｴ)　津波避難ビルの整備等

津波避難困難区域等、身近な高台等が少ない地区では、公共施設のほか民間建築物等の活用も含めて津波避難ビルの指定や整備を促進する。

これらの指定や整備にあたっては、想定浸水深や建築物への衝突による水位上昇を考慮し、十分な高さと構造避難スペースが確保されるように努める。

なお、津波到達時間内に避難できる高台やビル等が存在しない地区では、一時的に緊急避難する盛り土による高台や津波避難タワーの整備等を検討する。

(ｵ)　津波避難場所の指定・整備

津波避難場所は、海抜5m以上で想定される浸水深以上の海抜高度を有する高台等とし、避難後も孤立せず、津波の状況に応じてさらに安全な場所へ移動できる場所の指定や整備を行う。

また、建築物については、必要に応じ、換気及び照明等の避難生活環境を良好に保つ設備の整備に努める。

やむを得ず津波浸水想定区域等に津波避難場所を指定する場合は、施設の耐浪化、非常用発電機の設置場所の工夫、非常通信設備の配置及び物資の備蓄等を行う。

また、避難場所を避難所(避難生活用の施設)と混同しないよう、村民への周知と理解を促進する。

4　危険区域の指定等

津波による危険の著しい区域は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討し、必要な措置を講ずる。

なお、津波災害警戒区域を指定する場合には、津波防災地域づくり法により以下の対策を講じる。

ア　村地域防災計画に、当該区域ごとに津波に関する情報、予報及び警報・注意報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

イ　津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、津波に関する情報及び予報及び警報の伝達方法を村地域防災計画に定める。

ウ　津波災害警戒区域を含む本村は、村地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路及び円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について村民に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップの配布等を行う。

エ　村は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

5　海岸保全事業

従来の津波、台風、高潮等を念頭にした海岸保全事業に加え、大規模な地震災害に備え、老朽海岸施設の耐震診断・老朽度点検を行い、特に重要な施設から耐震補強、老朽海岸施設の改修等を計画的に推進する。なお、事業の実施にあたっては、自然環境の保護に十分留意するものとする。